

令和3年第5回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和3年3月24日（水）午前10時

2 場 所 北上市役所本庁舎5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

高橋 きぬ代

照井 渉

佐藤 和美

高橋 隆紀

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 齋藤 昌彦

総務課長 澤藤 樹史

学校教育課長 高橋 秀和

子育て支援課長 石川 貴洋

文化財課長 小田嶋 知世

学校給食センター所長 高橋 良枝

中央図書館館長補佐 菅原 真紀子

博物館長 杉本 良

鬼の館館長 島津 秀仁

(2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長 及川 勝彦

スポーツ推進課課長補佐 嶽間澤 正明

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案10件、協議3件が原案のとおり可決、承認された。

- 議案第9号 北上市教育振興基本計画の策定について
 - 議案第10号 北上市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について
 - 議案第11号 北上市立図書館基本的運営方針について
 - 議案第12号 第2次北上市地域教育力向上推進計画の策定について
 - 議案第13号 北上市地域学校協働活動推進委員の任命について
 - 議案第14号 北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則について
 - 議案第15号 北上市生涯学習センター規則の一部を改正する規則について
 - 議案第16号 北上市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について
 - 議案第17号 北上市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令について
 - 議案第18号 北上市地域教育力向上推進委員会要綱の一部を改正する告示について
- 協議第9号 北上市スポーツ推進計画中間見直しについて
 - 協議第10号 北上市文化芸術基本条例の制定について
 - 協議第11号 北上市子育て支援短期利用事業実施要綱の一部を改正する告示について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

ただいまから令和3年第5回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1、会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いいたします。

(「無し」との発言あり)

議案第9号「北上市教育振興基本計画の策定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第9号北上市教育振興基本計画の策定について、提案理由を申し上げます。

北上市教育振興基本計画は、平成13年3月に策定して以来、本市の教育振興の目標及び方向並びにこれを達成するための総

合的な教育行政施策を明らかにし、「北上市総合計画」の教育施策の具体的な内容を示しながら、北上市教育大綱の理念の実現を目指して参りました。

今回、平成23年3月に策定した現計画が令和3年3月を終期としていることから、北上市総合計画における基本目標「ひと」に関わる教育施策に沿い、その具体的な内容を示すと共に、北上市教育大綱の理念を実現する計画として、教育基本法第17条第2項に基づき新たな計画を策定しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第9号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

パブリックコメントとして提出された意見に対する教育委員会の考え方を整理し、計画書本文を一部修正しております。

具体的には、知徳体に関する表現を具体化し、「豊かな心・健やかな体」を追加しております。

また、不登校についても、多くの意見をいただいております。「不登校児童生徒が将来的な引き籠りにつながらない様」との表現を削除し、「学校外も含めた不登校児童生徒の居場所づくりを進め、児童生徒自身が自ら進む道を選択できるよう支援する」と修正すると共に、不登校児童の対応に係る指標目標値を数値化しております。

次に、これからの時代に応じた指導体制や教育環境の構築として、教職員の働き方改革も含めた中学校の部活動における地域との連携を検討する内容に修正しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

高橋きぬ代委員

多様性社会の在り方として、性別を問わない旨の記載を統一する必要があるかと思えます。

課長 統一した表現に修正します

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、表現を修正した上で、議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第10号「北上市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長 ただいま上程になりました議案第10号北上市教育委員会障がい者活躍推進計画の策定について、提案理由を申し上げます。

令和元年6月に、障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、国及び地方自治体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関して取り組む計画の作成が義務付けられました。

今回、同法の趣旨に従い、障がい者雇用の法定雇用率の達成はもとより、障がいのある職員一人ひとりがその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮し活躍できるよう、北上市教育委員会障がい者活躍推進計画を作成しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第10号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

本計画は、市長部局と連携して策定したものとなります。

障がい者雇用の状況として、現段階では、法定雇用率に対する不足数は0となっており、今後もこの状態を持続することとする計画としております。

本計画の目標としては、法定雇用率を達成すること、職場環境が原因の退職を生じさせないこと等を設定しており、その取り組み内容として、障害者雇用推進者や障害者職業生活相談員の選任等の体制整備をすることとしております。

また、障がい者の職員に対するアンケート調査等により環境整備を図る計画となっております。

なお、法定雇用率2.5%に対し、実雇用率2.31%と下回っておりますが、障がい者雇用者数の計算上、実雇用率が法定雇用率以下であっても追加の任用義務は生じないものとなっております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第11号「北上市立図書館基本的運営方針について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。図書館長。

図書館長補佐

ただいま上程になりました議案第11号北上市立図書館基本的運営方針について、提案の理由を申し上げます。

現行の北上市立図書館基本的運営方針が、令和2年度をもって終了することから、令和3年度から5年間の運営方針案について新たに定めようとするものです。

運営方針の柱として「親しみやすい図書館」、「利用しやすい図書館」、「頼りになる図書館」、「憩いの図書館」の4つを掲げております。

中でも最重点項目を「親しみやすい図書館」とし、生涯の読書習慣を決定づけると言われる乳幼児期の子どもへの働きかけに力を入れ、市民の様々な「しりたい」に応える図書館となることを目指します。

よろしく御審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第11号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

教育部長

図書館運営方針は、国の基準に基づき策定するものでありますが、当初策定した5年前は、全国各地で図書館の指定管理が進んでいた時期となります。当市でも市立図書館における指定管理制度の在り方を検討し、時間延長等の利用しやすい環境づくりの取り組みをした上で直営することとしたものです。

コスト的にも当市の規模では直営が必要と判断し、これらの検討内容も踏まえ、5年間の本方針が定められたものとなります。

これまでの基本方針『市民の「し・り・た・い」に応える図書館』は変えず、今後5年間の運営方針を策定しております。見直しの主なポイントとしては、親しみやすい図書館として、乳幼児の働き掛けを最重要課題としております。

大人の読書を定着化させるためには乳幼児からの読書の習慣付けが重要と判断し、早い時期からの取り組みを進めるものとなります。hoKkoと連携し、ともしび号の活用や図書コーナーの設置等により、健康診断等で来訪する乳幼児や保護者に対する

読書活動の推進を図りたいと考えております。

次に、利用しやすい図書館としては、ICシステムの活用を進めることとしており、秋には新システムの稼働を予定しております。更には、図書カード自体もマイナンバーカードとの連携を検討しております。併せて、新たなともしび号を準備しており、11月には運行する予定となっております。

頼りになる図書館としては、専門職員を育成し、レファレンスや情報提供能力の向上を図ることを課題として捉えており、現在、図書館司書の採用をしていないことから、今後の図書館運営に必要な司書の育成が必要と捉えております。なお、図書のデジタル化については、コスト面や限定された使用期間、出版直後の貸し出し不可等の課題もあり、現段階では、紙媒体での図書準備が必要と考えてはおりますが、将来のデジタル化を今後の整理と捉えております。

憩いの図書館としては、本利用以外の目的でも気軽に来館して貰えるサードプレスとして運営したいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第12号「第2次北上市地域教育力向上推進計画の策定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長

ただいま上程になりました議案第12号第2次北上市地域教育

力向上推進計画の策定について、提案理由を申し上げます。

北上市地域教育力向上基本計画は、平成26年3月に、北上市地域教育力向上行動計画は、平成27年3月にそれぞれ策定し、子どもと家庭、学校、地域、行政の5者が果たすべき役割や目標を明らかにし、地域の様々な資源を生かした取り組みを行いながら、子どもたちが自ら学び続け、社会変化に対応できる力を育む環境を地域全体でつくってまいりました。

今回、基本計画及び行動計画が令和3年3月を終期としていることから、両計画を一本化し、新たに第2次北上市地域教育力向上推進計画として策定しようとするものであります。

なお、同時に策定する第4次北上市子どもの読書活動推進計画は、第2次北上市地域教育力向上推進計画の重点施策の一つである子どもの読書活動を推進する指針として、位置づけるものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第12号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長

北上市地域教育力向上推進計画の概要ですが、地域教育力の考え方は変えておらず、地域社会全体で子どもたちの学ぶ力を育てていく力としております。

本計画は、北上市教育振興基本計画を上位計画とした個別計画の1つとして策定したものであり、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5ヶ年としております。

本計画を策定するに当たっては、子どもたちを取り巻く環境を再確認すると共に、第1次北上市地域教育力向上基本計画等から見えてきた成果と課題を整理し、地域教育力向上の基本的な考え方に反映しております。

この基本的な考え方では、5者の役割を示すと共に、地域と学校の連携・協働、北上市が目指すコミュニティ・スクールの推進を示しております

次に、地域教育力向上の重点施策の展開では5項目を整理し

ており、新たに「早寝・早起き・朝ごはんの推進」を図ることとしており、規則正しい生活の習慣づけを進めることとしております。また、「情報メディアとの上手な付き合い方」の推進として、今後ますます重要度の高まるデジタルメディアとの付き合い方を検討することとしております。なお、その他の3項目については、第1次から引き続き施策を展開することとしております。

また、第4次北上市子どもの読書活動推進計画については、計画策定の基本的な考え方として、読書は子どもの成長にとって習慣づけることが重要であり、特に読書に親しむことで身に着けられる読解力については、学習を進める上での支えとなるものと捉えております。子どもを取り巻く読書環境については、デジタルメディア等の普及に伴う読書離れが懸念されることから、引き続き、子ども達の豊かな心、感性を磨く意味で読書活動を継続して進めるために本計画を策定しようとしたものであります。

策定に当たっては、第3次子どもの読書活動推進計画の成果と課題を整理しており、アンケート調査により子どもの読書に対する捉え方を整理しております。多少減少傾向にはありますが、読書が好きな子どもの割合は、横ばいとなっております。

更には、発達段階における取り組み状況と成果を整理した上で、第3次計画期間でみえてきた課題を整理し、中学生の読書離れの傾向等を確認しました。

これらを受け、第4次計画の基本理念及び基本方針として、自主的に読書習慣が身につくよう、基本理念「すべての子どもたちに読書の楽しさを」を設定しております。

次に、計画の実現に向けて、家庭・地域・学校等及び行政における読書活動を推進・連携すると共に、子どもの成長に合わせた読書の楽しさの創出を図ることとしております。なお、読書を取り巻く環境の変化が進む中で、紙媒体での読書活動を推進しつつ、電子書籍等の導入も視野に入れることとしております。

佐藤和美委員

「地域の特色を生かした実践活動の成果の共有」における施策の達成度合いを図る指標として、フォーラムの理解度を位置付けていますが、これは、地域教育力フォーラムのアンケート

結果を基に理解度を図っているものでしょうか。

生涯学習文化課長 ご発言のとおり、地域教育力フォーラムのアンケート結果を基に理解度を図るものとなります。

照井渉委員 第1次北上市地域教育力向上基本計画等から見えてきた成果と課題において、フォーラムの参加者数が減少しており、併せて、地域教育力向上につながる取り組みが平成25年ごろと比べて盛り上がっていないと感じている団体が約6割となっています。これらの課題に対する対策をどのように考えているのでしょうか。

課長 フォーラム参加者自体は上下しておりますが、参加者数のみによる評価であり、今後は講演内容の理解度、地域教育力に対する理解度も評価したいと考えております。

別なアンケートでも、地域及び家庭の教育力が下がっているとの結果が出ており、今後の課題として捉えております。

また、アンケート自体も対象者が毎年異なっており、アンケート項目自体が理解し難い状況もあったかと思っております。今後、内容の修正を図りたいと考えております。

また、地域教育力自体の認知も不足していると感じており、今後も継続した周知を図りたいと考えております。

照井渉委員 コミュニティ・スクールの動きと併せて、地域教育力の取り組みを進めていただきと思います。

教育長 改めて、質問等ございますか。

（「無し」との発言あり）

それでは、議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議無し」との発言あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり

可決することに決定いたしました。

次に議案第13号「北上市地域学校協働活動推進委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 ただいま上程になりました議案第13号北上市地域学校協働活動推進員の任命について、提案理由を申し上げます。

2人の北上市地域学校協働活動推進員が任期満了となることから、推進員を任命しようとするものです。

任命する推進員は、宮本育生さん、伊藤成一さんの2名で、引き続き任命しようとするものです。

任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとするものであります。

いずれの方々も、豊富な経験を有しており、人格、識見とも適任と確信し任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第13号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長 引き続きの任命となります。

任期は年度毎としており、1年間となります。

モデル地区3地区のうち2地区における任命であり、残る1地区についても、今後の定例会にて提案したいと考えております。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第14号「北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました議案第14号北上市立小中学校就学規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。

この規則は、北上市区長設置規則の廃止及び北上市行政区設置規則の制定に伴い、同規則を引用している条文を改正しようとするものであります。

なお、施行日は、令和3年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第14号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第15号「北上市生涯学習センター規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長 北上市生涯学習センター規則の一部を改正する規則についてただいま上程になりました議案第15号北上市生涯学習センター規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

北上市駐車場条例第2条に規定する北上駅東口駐車場が令和3年3月末日をもって廃止されることから、当規則から北上駅東口駐車場の記載を削除するものであります。

具体的には、これまで当センターを利用の際、減免対象となる事業等に出席した者は、北上駅前駐車場、北上駅前北駐車場及び北上駅東口駐車場を利用する場合は、駐車場利用料を3時間上限として当センターが負担しておりましたが、北上駅前駐車場及び北上駅前北側駐車場の利用のみに対して負担を行う取扱いに変更するものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜われますようお願い申し上げます。

教育長 ただいま提案されました議案第15号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お謀りします。

次の議案第16号「北上市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について」、議案第17号「北上市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令について」以上2件は、関連がありますので、一括して協議したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号及び議案第17号は、一括して議案いたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第16号北上市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令及び議案第17号北上市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令について、提案理由を申し上げます。

北上市部設置条例において、新たに健康子ども部が設置されること等を受け、市立保育所に関する項目を削る外、所要の改正をしようとするものであります。

施行日は、令和3年4月1日とするものであります。
以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第16号及び議案第17号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第16号及び議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号及び議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第18号「北上市地域教育力向上推進委員会要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長

北上市地域教育力向上推進委員会設置要綱の一部を改正する告示について

ただいま上程になりました議案第18号北上市地域教育力向上推進委員会設置要綱の一部を改正する告示について、提案理由を申し上げます。

北上市地域教育力向上基本計画及び北上市地域教育力向上行動計画の改定に伴い、両計画を合冊した計画とし、名称を北上

市地域教育力向上推進計画とするものであります。

よろしく御協議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第18号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

(担当課長より「無し」との発言あり)

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に協議第9号「北上市スポーツ推進計画中間見直しについて」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課。

スポーツ推進課課長補佐

ただいま上程になりました議案第9号第北上市スポーツ推進計画中間見直しについて、提案理由を申し上げます。

北上市スポーツ推進計画は、平成28年7月に策定し、市民や関係団体等と協働し、地域社会全体で生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組んで参りました。

今回、平成28年3月に策定した現推進計画において、令和2年度にスポーツ環境の変化や計画の進捗具合などを考慮し中間見直しを行うこととしていたことから、計画の中間見直しを行

うものである。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第9号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課
課長補佐

現計画は令和7年度までの10年間の計画であり、基本理念を「スポーツで心と体が元気になるまち」として、3つの基本方針、4つの基本施策を体系としておりました。

今回の中間見直しの方針として、計画の最終年度の指標目標を設定すること、取り組み内容及び事業について見直すこと、SDGsのゴールに向かって取り組むものとする、これまでの5年間の課題を抽出し、中間見直しをすることによって、スポーツ施策の更なる推進を図っていくこととしております。

中間見直しの概要としては、策定後これまでの5年間の課題として、生涯スポーツの推進では、市民のスポーツの習慣率が低い層への働きかけが必要であること、競技スポーツの推進では、社会人や小中学生の全国大会出場者数の増加につながっておらず、今後も選手及び指導者の育成を行っていく必要があること、スポーツによるまちづくりの推進では、大規模大会を継続的に誘致するため、コンベンション組織や競技団体と連携して、コンベンション機能を強化していく必要があること、スポーツ環境の充実では、施設の最適化や長寿命化対策など計画的な整備の必要があることとしております。

推進のための施策・事業として、生涯スポーツの推進では、市民のスポーツの習慣化を推進していくため、新たに「スポーツ日常化支援事業」に取り組むこととしており、今回の中間見直しでは、この点を重要項目としております。

障がい者スポーツの分野では、障がいがある人のニーズに応じたスポーツ活動の把握が出来ていなかったことから、その点を施策に追加しております。

また、今年度、企業と包括連携協定を結び、市内のスポーツ情報を一元化できるサイトを構築したことを受け、施策の方向に「スポーツ情報Webサイトの整備」を追加しております。

スポーツによるまちづくりの推進では、今年度、企業と包括連携協定を結び、取組内容に「アプリケーションソフトウェアを活用した市民が参加できるイベント」を開催したことから、施策の方向に「市民一人ひとりがスポーツに親しみ、楽しみ参加できる機会の創出」を追加しております。このイベントについては、10月にオクトーバーランとしてランニングやウォーキングをアプリに登録して実施する内容としております。

スポーツ環境の充実では、競技用備品を計画的に整備していく内容を追加しておりますし、eスポーツやエクストリームスポーツ等が国体やオリンピック等の種目に採用されており、それらに対応する整備の検討を追加しております。

令和7年度の指標設定については、令和2年度までの実績値、人口減少などの社会情勢の変化を考慮して設定しております。

佐藤和美委員

日常的にスポーツに親しむ市民の割合として、週1回以上スポーツ・運動を行っている人の割合を取り上げておりますが、どのような基準で行ったと整理しているのでしょうか。

スポーツ推進課
課長補佐

市民意識調査による調査結果となっており、同調査では特段基準を設けてはおりませんでした。

ただし、本計画では、スポーツを「ウォーキング、ランニング、ハイキング、キャンプ、登山、ニュースポーツ及び体操等軽スポーツ並びに競技スポーツ、買い物や通勤において移動方法を車から徒歩や自転車に変える等心身の健康や体力づくりのため目的意識を持って行う身体活動を含むもの」と定義しておりますが、この定義付け自体が、市民に周知されていない課題もあると捉えており本計画の推進に併せて、スポーツの定義の周知も進めたいと考えております。

高橋隆紀委員

「スポーツ」という1つの表現自体で、競技スポーツから、フィットネスや健康づくりも含めることは難しいのではないかと感じております。

定義自体を認知させるのも難しと思われ、それぞれの分野毎に新たな単語を検討するのも1つかと思われれます。

スポーツ推進課

スポーツに対する一般的な認識は、委員のご発言のとおりか

課長補佐

とは思っております。

一方で、本計画では、買い物や通勤において移動方法を車から徒歩や自転車に変えることもスポーツと定義しており、この考え方の更なる周知を進めたい。

照井渉委員

スポーツ環境の充実における計画的な施設の整備として、現在施工されている江釣子野球場の改修と展勝地プールの改修の進行状況はどのような段階でしょうか。

スポーツ推進課
課長補佐

江釣子野球場については、年度内工事として、電光掲示板改修、浄化槽設置、トイレ水洗化、ブルペン設置を施工しており、次年度は、バックスタンド増設工事と1塁及び3塁スタンド設計を実施する予定としております。なお、来年度の使用については、4月から5月まで使用可能であり、6月から施工のため使用中止となります。

市民展勝地プールの改修については、今年度設計業務を実施しており、次年度以降の整備工事を計画しております。なお、令和3年度は開園しない予定としております。

照井渉委員

江釣子野球場に係り、野球の使用最盛期である6月以降に利用できない状況となるのでしょうか。

スポーツ推進課
課長補佐

競技団体や利用団体とは協議済であり、岩崎野球場等での代替をお願いしております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に協議第10号「北上市文化芸術基本条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。生涯学習文化課長。

生涯学習文化課長

ただいま上程になりました協議第10号北上市文化芸術基本条例の制定について、協議理由を申し上げます。

この条例は、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することで、文化芸術を生かしたまちづくりを推進し、心豊かな市民生活及び魅力ある活力に満ちた地域社会を実現するために制定しようとするものであります。

なお、施行日は、令和3年4月1日とし、3月通常会議に提案済みであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第10号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

生涯学習文化課長

条例制定の背景としては、文化芸術振興基本法の一部改正に併せ、市内文化団体関係者より条例制定の必要性について意見を頂いたことから、検討を進めたものとなります。

条例の目指す姿としては、文化芸術を生かしたまちづくりを推進し、心豊かな市民生活と魅力ある活力に満ちた地域社会の実現を目指すものとなります。

条例の検討結果としては、外部委員として、北上市文化芸術振興ネットワーク会議を中心に条例素案を検討いただき、この検討に併せ、市民理解の醸成等として、文化政策セミナーや文化政策フォーラムを進めて参りました。

条例の構成としましては、前文において、条例制定の背景や考え方を示しております。

次に、目的としては、文化芸術に関し、基本理念を定め、市並びに市民等の役割及び責務を明らかにし、文化芸術を生かし

たまちづくりを推進することにより、心豊かな市民生活及び魅力ある活力に満ちた地域社会を実現するとしております。

また、文化芸術活動の定義として、文化芸術を創造する方、表現者のみならず、文化芸術を享受、鑑賞することも文化芸術活動として整理しております。また、市民の定義としては、当市の自治基本条例と同様に市内に住む者に加え、市内で働く者及び学ぶ者も市民として整理しております。

基本理念は、3点を整理し、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重され、市民等による多様な文化芸術活動が促進されるとともに、地域文化と芸術産業の発展が図られるよう配慮すること、文化的な人権保障として、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、多様な文化芸術活動を行うことができる環境の整備を図ること、本市の伝統的な文化を次代へ継承しながらも、魅力ある都市アイデンティティの形成に努めることとしております。

次に、基本的施策としては、多様な文化芸術活動が促進され、「元気なまち」にするための施策、誰もが文化芸術活動が出来るよう、青少年、高齢者、障がい者等が区別なく文化芸術活動に配慮した「優しいまち」にするための施策、伝統的な文化芸術の保存、継承及び活用並びに新たな文化芸術の創造が市民等の誇りとなるような「魅力的なまち」にするための施策の3点を整理しております。

また、この条例を受けた基本的な計画を策定すると共に、文化芸術に関する基本的施策の推進及び達成状況の評価を行うため、北上市文化芸術推進会議を置くことを整理しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第10号は原案のとおり

可決することに決定いたしました。

教育長

次に協議第11号「北上市子育て支援短期利用事業実施要綱の一部を改正する告示について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

子育て支援課長

ただいま上程になりました協議第11号北上市子育て支援短期利用事業実施要綱の一部を改正する告示について、協議理由を申し上げます。

国の児童福祉法施行規則の一部改正に合わせて、事業の委託先等について、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。事業の実施施設として児童福祉施設4施設を規定しているものを、市長があらかじめ委託契約をした児童福祉施設及び里親等に委託できるよう規定しようとするものです。

なお、この告示は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく御協議の上、承認賜われますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第11号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

子育て支援課長

これまでは、実施施設として4施設を規定しておりましたが、国の規則改正により追加された里親等も含めた児童福祉施設等として改めるものとなります。

その他、当該項目の改正に併せた文言の修正、条項のずれを改正するものとなります。

高橋きぬ代委員

県内では4箇所だが、里親が含めることにより変更すると捉えてよろしいでしょうか。

子育て支援課長

ご発言のとおりであり、これまでは実施施設を具体的に定義

しておりましたが、里親を含め、国の改正を受け適切に保護等
が出来る施設を業務委託先として位置付けるものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(「無し」との発言あり)

それでは、協議第11号は、原案のとおり可決することにご異
議ございませんか。

(「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第11号は原案のとおり
可決することに決定いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前11時25分)